

除菌や消毒をうたった商品について正しく知ろう

Q：新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌や消毒をうたう様々な商品が販売されていますが、どれがコロナウイルスに効果があるのでしょうか。

A：除菌・消毒をうたう商品は、医薬品、医薬部外品、化粧品、雑品の様々な商品が販売されていますが、そのうち厚生労働省の審査等を経て販売されているものは、医薬品、医薬部外品のみです。これらは「消毒剤」や「殺菌剤」として、有効成分を表示して販売できます。独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページには、成分ごとに効果を公表しているので参考になります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、除菌・消毒用のアルコール液剤（ジェル状の商品含む）の需要が増えています。そのような中、除菌や消毒をうたう商品として様々な成分を含む商品が販売されています。中には、アルコールの中でも人体への毒性が高いメタノールを含有する商品もみられ、また、手指の除菌には適していない成分を含む商品が手指にも使えるかのように表示されて販売されていました。

なお、除菌とは一般に化学的・物理的に微生物を取り除くことをいいますが、その対象や程度は公的には定められていません。一方、消毒とは一般に有害な微生物を除去、死滅、無害化することをいいます。手指の消毒は医薬品や医薬部外品の効能効果にあたるため、消毒に使えるのは医薬品と医薬部外品のみにになります。

そこで、各地の消費生活センターでは、相談が寄せられている除菌や消毒をうたう商品のうち、液状の商品に含まれるアルコール類、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、第4級アンモニウム塩、二酸化塩素の情報を取りまとめ、消費者へ情報提供することとしました。

有効な消毒方法は？

手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効で、さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。流水と石けんでの手洗いができない時に、手などの皮膚の消毒を行う場合には消毒用エタノール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

「界面活性剤（台所用洗剤等）」「次亜塩素酸水（電気分解（＝電解）法で生成したもの）」「第4級アンモニウム塩」に関しては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において、新型コロナウイルスに対して、物品の表面に対する消毒方法として、有効性が検証された結果、塩化ベンザルコニウムについては2020年5月22日に、塩化ベンゼトニウムについては2020年5月29日に、コロナウイルスに対して有効であると公表されました。

1. 相談事例

【事例1】 薬局で、消毒用にとメタノールを勧められ購入後、返品した。店の対応に問題がある。

【事例2】 アルコール配合ハンドジェルを、新型コロナウイルスに効くと思い購入した。主成分の塩化ベンザルコニウムが新型コロナウイルスを含むウイルス全般に効くのか不安だ。

【事例3】 ウイルス感染症対策として通販サイトで除菌アルコール液等とうたう消毒液を購入したがアルコール濃度が低く効果がないものだった。

【事例4】 店舗が新型コロナウイルスの対策として次亜塩素酸水で消毒をしているようだ。人体に影響がないか心配である。

2. 除菌や消毒をうたう商品に含まれる成分について

(1) アルコール類

消毒に用いるアルコールは、通常、70%のエタノールなどが使用されます。メタノールは人体への毒性が高いものなので、手指の消毒には絶対に使用してはいけません。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは家庭用の塩素系漂白剤の成分です。身近なものを消毒するためには、水で0.05%に薄めて拭いた後水拭きをしましょう。噴霧については、絶対に行わないでください。

(3) 次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は、塩酸又は食塩水を電解することにより得られるもので、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することについてN I T Eより有効性が検証された結果、2020年6月29日に、物品に対する消毒に対して有効であると公表されました（流水でかけ流すとき有効塩素濃度35ppm以上、拭き掃除に使うとき有効塩素濃度80ppm以上、手指や皮膚等の消毒に対する有効性を検証したものではないこと、表面をヒタヒタに濡らして20秒以上おいてから拭き取る作業が必要であること等の条件がありますので、詳細はN I T Eのホームページをご確認ください）。

(4) 第4級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム）

塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウムなどの第4級アンモニウム塩は医薬品や医薬部外品の消毒剤の有効成分ですが、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することについては、N I T Eより塩化ベンザルコニウムについては2020年5月22日に、塩化ベンゼトニウムについては2020年5月29日に、コロナウイルスに対して有効であると公表されました。

(5) 二酸化塩素

二酸化塩素は、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することの有効性については、現時点では確認されておられません。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 手指からの新型コロナウイルスの除去には、流水と石けんを使った丁寧な手洗いが有効です。手洗いができない場合に消毒効果が期待されるものとしては、70%のエタノールのようなアルコールが挙げられます。流水と石けんを使った丁寧な手洗いの後にアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(2) 食器・ドアノブ等の身近なものの消毒には、次亜塩素酸ナトリウムを薄めて拭いた後、水拭きをしましょう。

(3) 除菌や消毒をうたうような商品を購入する際や使用する際は、成分は何か、使用してもよい場所はどこか、希釈して使用する商品なのか等、広告や表示をよく確認してから使用するようにしましょう。

- (4) メタノールは人体への毒性が高いものですので、絶対に消毒用として使用しないでください。また、高濃度のアルコールは可燃性なので、使用する際は火気を避け、換気をしましょう。

医薬品医療機器等法上の区分について

除菌・消毒をうたう商品は、医薬品、医薬部外品、化粧品、雑品の様々な商品が販売されています。そのうち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）により定義されているものは医薬品、医薬部外品、化粧品であり、厚生労働省の審査等を経て販売されているものは、医薬品、医薬部外品になり、これらは「消毒剤」や「殺菌剤」として、有効成分を表示して販売できます。一方、単に手指を清浄にするための目的で販売されるものの中には「化粧品」として販売される商品があります。化粧品の場合、医薬品医療機器等法により、使用している全成分を表示する必要があります。

【参考資料】

- 1) 独立行政法人国民生活センターホームページ <http://www.kokusen.go.jp/>
- 2) 日薬業発第425号令和2年2月19日「薬剤師が知っておくべき感染症予防対策（消毒編）」について
- 3) 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ <https://www.nite.go.jp/>